

微量 PCB 廃棄物の焼却処理具体化・年内に制度化結論



環境省は4月5日、「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」の初会合を持ち、微量 PCB 混入廃重電機器の処理に必要な制度の検討が本格的に始まりました。

審議の対象になる微量 PCB 廃棄物は、トランス類だけで約 160 万台、保有者は大企業だけでなく町工場や小さなビル管理者など広範囲にわたっているとされています。PCB 混入機器は、「特別管理廃棄物」として 1100℃以上の高温焼却処理、または化学的プロセスによる分解方法が定められています。この専門委員会では高コストの化学分解手法によらず、既存施設の利用を軸に、燃焼・分解処理し、迅速かつ合理的に曝露の可能性を回避していくスキーム作りを検討しています。環境省では焼却処理の安全性を評価するため、昨年焼却実証試験を産廃処理施設で2回実施しており、昨年の試験では「安全性に問題なし」との結論が示されています。今夏には第3回目が見込まれており、小型電気機器類を本体ごと焼却する手法を検討しています。

その他の課題として、焼却処理のほか洗浄処理や測定法についても案が出ており、現行の判定基準 0.5mg/kg を前提に対象機器が規制対象か否かを判定するための測定技術選定も検討事項となる見通しです。

当社ではトランス・コンデンサ、土壌、環境水中の PCB の分析を多検体、短納期で行っております。詳しくは、当社環境分析部 金子(圭)、向江(フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 268、322)までお気軽にお問い合わせください。

資料 2007年4月12日付 週間エネルギーと環境 No.1936
2007年4月6日付 化学工業日報

機器分析箇所 向江菜生